第三者による再審の訴え

杉　山　悦　子[※]

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　制定法と詐害再審制度
Ⅲ　学説
Ⅳ　裁判例
Ⅴ　考察

Ⅰ　はじめに

1　判決効の主観的範囲

民事訴訟において確定判決の効力を受ける者は、原則として訴訟の当事者である（民訴 115 条 1 項 1 号）。これは、当事者として訴訟で攻撃防御の機会が与えられた者のみが判決の不利益を甘受すべきであるという考え方に基づく。ただし、例外的に、訴訟担当の本人（同項 2 号）、口頭弁論終結後の第三者（同項 3 号）、請求の目的物の所持者（同項 4 号）にも判決効が及ぶ。これは、当事者によって手続保障を代行されたと評価できる場合（2 号）、訴訟物に関して独自の利益を有しない場合（4 号）、ないしは、紛争解決の安定性を図るという政策的な目的がある場合であり（3 号）、当事者以外の第三者に判決効を及ぼすことが正当化されるからである[1]。また、特別法において、特定の第三者に判決効が及ぶ例として取立訴訟（民執 157 条 3 項）、破産債権確定訴訟等の判決（破 131 条 1 項等）があり、不特定の第三者に判決効が及ぶ例として人事訴訟（人訴 24 条 1 項）、会

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 13 巻第 3 号 2014 年 11 月　ISSN 1347－0388
※　一橋大学大学院法学研究科准教授
1）　伊藤眞『民事訴訟法〔第 4 版補訂版〕』（有斐閣、2014 年）533-534 頁。

社の組織に関する訴訟（会社838条。片面的対世効）、行政処分等の取消訴訟の確定判決（行政34条）がある。

ところで、第三者に判決効が及ぶにもかかわらず、判決が当事者間の馴れ合いに基づくものであった場合や、第三者の利益を害するものであった場合には、自己に不利に判決効が及ぶ第三者の救済を考える必要がある。

2　判決効が及ぶ第三者の保護

不当な判決の結果から、第三者の利益を保護する方法には以下のものがある2)。第一に、判決効が及ぶ主観的範囲ないしは客観的範囲を、事前にあるいは事後的に制限することである。事前に制限する方法としては、任意的訴訟担当の要件を厳格化することが3)、事後的に制限する方法としては、債権者代位訴訟等の敗訴判決の効力を債務者に及ぼすことを制限する解釈論4)、立法によって認容判決の場合にのみ判決効を及ぼす片面的対世効（会社838条）の制度や、後述のように（**Ⅲ 2、3**）、手続保障の機会が十分に与えられなかった第三者に対する判決効の拡張を制限する解釈論などが挙げられる。事後的に規制する場合、当該第三者に判決効が及ぶか否かは、後の訴訟で解決されることになる。

第二に、第三者に係属中の訴訟に参加をする機会を与える方法がある。補助参加（民訴45条）、独立当事者参加（民訴47条）、共同訴訟参加（民訴52条）、解釈上認められている共同訴訟的補助参加などがあり、これにより、第三者は自己の利害関係を主張するとともに、当事者間の馴れ合いを防止することも可能となる。特別法でも利害関係人には訴訟参加の機会を認めるものがある（行訴22条、会社849条、人訴15条）。しかしながら、この方法にも一定の限界がある。まず、第三者が訴訟係属の事実と利害関係を知り、訴訟に参加する機会が与えられるこ

2)　他にも不法行為に基づく損害賠償請求などは可能である。本文に掲げたもの以外の救済方法は船越隆司「詐害判決論」法学新報74巻4・5号（1967年）105、113頁以下に詳しい。

3)　最判昭和45年11月11日（民集24巻12号854頁）。

4)　たとえば、対立型法定訴訟担当の場合には敗訴判決の既判力を及ぼさないという考え方（三ケ月章「わが国の代位訴訟・取立訴訟の特異性とその判決の効力の主観的範囲」同『民事訴訟法研究第6巻』（有斐閣、1972年））など。

とが不可欠である。参加の機会を担保する制度として訴訟告知（民訴53条）の制度もあるが、一般には訴訟当事者には訴訟告知は義務付けられていないため（例外は人訴28条、会社849条3項）、第三者が訴訟係属の事実を知ることができるとは限らない。また、参加の態様によっては、補助参加人の訴訟行為に制約があり（民訴45条1項2項参照）、訴訟当事者の訴訟行為を十分に牽制することができるとは限らない。

そのため、係属中の訴訟に参加をすることができず、判決によって権利を害される第三者に、確定判決を事後的に取り消させる方法が考えられる。これは、「第三者再審」ないしは「詐害再審」と呼ばれ（以下では、特に断りのない限り、詐害的な判決に対する再審については「詐害再審」という用語を用い、それ以外の判決に対する第三者による再審には「第三者再審」という用語を用いることとする。）、一部の特別法では認められているが、民事訴訟法や人事訴訟法では認められていない。

もっとも、過去の裁判例で詐害再審の可否が問題となるケースがあり、解釈論はもとより、立法論としても、詐害再審制度の復活についてはしばしば説かれてきた[5)]。そして、最近の最高裁において、解釈によってこれを認める判断が下されている。本稿では、これまでの詐害再審制度をめぐる議論を振り返るともに、最近の最高裁決定を検討して、詐害再審制度に関する論点を整理し、その可能性を探ってみたい。

Ⅱ　制定法と詐害再審制度

1　民事訴訟法と詐害再審制度

まず、民事訴訟における詐害再審制度の歴史的変遷を整理する[6)]。

5）　三木浩一・山本和彦編『民事訴訟法の改正課題』（ジュリスト増刊、2012年）176頁以下、杉山悦子「判決の効力を受ける第三者の保護」民訴雑誌59号（2013年）173頁。

6）　立法経緯につき、上田徹一郎＝井上治典編『注釈民事訴訟法⑵』（有斐閣、1992年）178頁以下〔河野正憲〕、石川明＝高橋宏志編「注釈民事訴訟法⑼」（有斐閣、1996年）3-4頁〔高橋宏志〕、加波眞一『再審原理の研究』（信山社、1997年）119頁以下。

⑴ 明治23年民事訴訟法における詐害再審制度

旧民事訴訟法（明治23年法律第29号）は、その51条において、当事者の一方に対して債権を有する第三者が、原告および被告が共謀して自己の債権に損害を生じさせた場合には、主参加の方式（第三者が当事者双方を共同被告として第一審裁判所に訴えを提起する方式）により詐害訴訟を阻止することを認めていた。

さらに同法483条においては、次のように定めて詐害再審の制度を認めていた。

「1 第三者カ原告及ヒ被告ノ共謀ニ因リ第三者ノ債権ヲ詐害スル目的ヲ以テ判決ヲ為サシメタリト主張シ其判決ニ対シ不服ヲ申立ツルトキハ原状回復ノ訴ニ因レル再審ノ規定ヲ準用ス

2 此場合ニ於テハ原告及ヒ被告ヲ共同被告ト為ス」

これは、当時の民法財産編341条2項が、「債務者カ原告タルト被告タルトヲ問ハス詐害スル意思ヲ以テ故サラニ訴訟ニ失敗シタルトキハ債権者ハ民事訴訟法ニ従ヒ再審ノ方法ニ依リテ訴フルコトヲ得」と定めていた、廃罷訴権制度に対応したものであった。

このように、当時の民事訴訟法51条の参加の制度も詐害再審の制度も、当事者の一方に対して債権を有する者がその債権を保全するための制度として認められていた。

⑵ 大正15年改正による詐害再審制度の削除

大正15年法律第61号による改正で、主参加に対応する制度として新たに独立当事者参加の制度が導入されたが、詐害再審に関する規定は削除された。これは、旧民法が施行されないまま、現行民法にとって代わることになったところ、旧民法財産編341条に対応する再審の規定は設けられなかったことによる。また、確定判決の効力を尊重するという配慮もあったといえよう[7)]。立法者は詐害訴訟の可能性も認識しつつも、第三者は独立当事者参加の方式により十分に保護されると考えていたようである[8)]。なお、立法過程においては、第三者が民法424条の詐害行為取消によって判決を取り消す可能性についても指摘がされていたが、十

7) 鈴木正裕〔判批〕私法判例リマークス1991〈上〉130頁。
8) 上田＝井上編・前掲注6）181-182頁〔河野〕。

分な議論はなされなかった[9)]。

⑶　民事訴訟法の改正時の議論

平成8年の民事訴訟法制定の過程においては、検討事項の中で、「当事者の一方が相手方や裁判所を欺いて自己に有利な確定判決を取得した場合（いわゆる確定判決の騙取）を独立した再審事由とする（有罪判決等を必要としない）ものとするとの考え方」が示され、詐害再審制度の復活が検討された[10)]。各界から寄せられた意見の圧倒的多数は賛成であったようだが[11)]、その後の改正要綱試案からは外され、最終的には立法化されなかった。その理由や審議経過は、公表されている資料からは必ずしも明らかではないが[12)]、再審の要件、特に判決の騙取となる場合を明確化するのが困難であるなどの事情があったと思われる。

2　特別法における詐害再審制度

⑴　人事訴訟法

人事訴訟法では判決の対世効は認められているものの（人訴24条1項）[13)]、第三者による再審制度は認められていない。

人事訴訟法制定時における議事録を見ても[14)]、第三者再審制度についてはあまり議論された形跡が見られない。これは、民事訴訟法上、補助参加の申立てと同時に再審の訴えを提起することが明文で認められたことに加え（民訴42条。旧法64条の訴訟の係属中という文言を削除した）、通常の補助参加ではなく、共同訴訟的補助参加と併せて再審の訴えを提起した場合には、被参加人の行為と抵

9)　上田＝井上編・前掲注6）181頁〔河野〕。
10)「民事訴訟手続に関する検討事項」第一四・4（1991年）。
11)　柳田幸三ほか「『民事訴訟手続に関する検討事項』に対する各界意見の概要」法務省民事局参事官室編『民事訴訟手続に関する改正試案』（別冊NBL27号、1994年）72頁。
12)　加波・前掲注6）146頁。
13)　形成判決の対世効の意味については見解が分かれていることにつき、松本博之『人事訴訟法〔第3版〕』（弘文堂、2012年）251頁以下、垣内秀介「形成判決の効力、訴訟担当資格者間の判決効の波及、払戻金額増減の裁判の効力」神作裕之ほか『会社裁判に係る理論の到達点』（商事法務、2014年）359、365頁以下。
14)　法制審議会民事・人事訴訟法部会人事訴訟法分科会第8回会議（平成14年4月5日開催）議事録（http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_020405-1.html）。

触する行為をすることも可能であるため、これらの制度を用いれば第三者の救済は十分に図ることができると考えられていたからであった。もっとも、これらの方法によっても、判決効が及ぶ第三者自身が前訴に参加することができなかったことなどを直接の理由とする再審の訴えはできないはずであり、参加の機会がなかった第三者のための再審制度の導入は検討に値するという問題意識は見られた。しかしながら、具体的な検討がなされることなく、第三者再審制度の導入には至らなかった。

⑵ 行政事件訴訟法

これに対して、行政事件訴訟法では、行政処分や裁決を取り消す判決は第三者に対しても効力を有するため（行訴32、33条）[15]、第三者には訴訟に参加をする機会が与えられているが（行訴22、23条。職権告知）、これらの判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができず、判決に影響を及ぼすべき攻撃防御方法を提出することができなかった者は再審の訴えを提起することができるとされている（行訴34条）[16]。

この訴訟は、詐害的な判決に対する救済というよりは、前訴で参加の機会がなかった第三者に手続保障を与えるための制度として位置づけられている。これは、判決効が及ぶ第三者に訴訟への参加の機会を与えるとともに、確定判決に対する特別の再審の道を開くことが、憲法31条、32条の精神に沿うという発想に基づく[17]。また、相手方が行政庁となる訴訟であるので、当事者の馴れ合いによる

15） 第三者に拡張される効力は、争いはあるものの、既判力ではなく形成力のみであるというが通説的見解のようである（南博方編『注釈行政事件訴訟法』（有斐閣、1972年）276頁〔阿部泰隆〕、園部逸夫編『注解行政事件訴訟法』（有斐閣、1989年）384頁〔村上敬一〕、室井力ほか『コンメンタール行政法2〔第2版〕』356頁〔山下竜一〕。なお、巽智彦「第三者効と第三者再審」東京大学法科大学院ローレビューVol.5（2010年）70、82頁参照。

16） 鈴木・前掲注7）131頁は、このような規定の背景に、形成判決の効力が及ぶ者は既判力が及ぶ者であるとし、第三者に効力を及ぼすのであればその旨の特別規定が必要であり、それと合わせて参加命令と詐害再審制度が必要であるとする兼子博士の見解（兼子一「行政処分の取消判決の効力――判決の形成力の主観的範囲」同『民事法研究⑵』（酒井書店、1954年）101、117頁）の影響があるとする。

詐害的な訴訟は、通常は考えにくいであろう[18]。いずれにせよ、これは通常の再審とは異なる特殊な再審とされ、提訴権者、再審事由、出訴期間等は通常の再審とは異にする[19]。

なお、22条に基づき参加をすることができる第三者の範囲と、34条に第三者再審ができる者の範囲の異同については見解が分かれる。すなわち、取消判決の拘束力を受けて直接法的利益の侵害を被った者に限る見解と、それ以外にも取消判決の拘束力を受けた行政庁の行為によって権利侵害を被る第三者も含まれるという見解もある[20]。

⑶ 会社法

責任追及等の訴えについて、原告及び被告が共謀して責任追及等の訴えに係る訴訟の目的である株式会社の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、株式会社又は株主は、確定判決に対し、再審の訴えを提起することができる（会社853条1項）。この判決の効力は会社、株主にも及ぶため（民訴115条1項2号、株主については、最決平成12・7・7民集54巻6号1767頁）、株主や会社に訴訟参加の機会を保障しているが（会社849条）、訴え提起に関する公告や通知があっても、原告の訴訟追行を信頼して訴訟参加をしない場合もあるので、原告と被告が共謀して会社の権利を害した場合に、株主や会社を救済する規定である[21]。

ただし、対世効が認められている判決（会社838条）[22]については、詐害再審制度は用意されておらず、裁判例においてその可否が争われることになる。

17） 園部・前掲注15）433頁〔太田幸夫〕。宇賀克也『改正行政事件訴訟法〔補訂版〕』（青林書院、2006年）138頁。
18） 三木・前掲注5）181頁。
19） 園部・前掲注15）435頁〔太田〕、南博方＝高橋滋編集『条解行政事件訴訟法〔第3版補正版〕』（弘文堂、2009年）598頁〔小高剛〕。
20） 園部・前掲注15）435頁、宇賀・前掲注17）139頁。
21） 奥島孝康ほか『別冊法学セミナーNo.201 新基本法コンメンタール会社法3』（日本評論社、2009年）419頁〔山田泰弘〕。
22） 同条で拡張される効力については、既判力であるという見解が多数説のようである。詳細については、垣内・前掲注13）375頁以下。

⑷ 知的財産法

知的財産法でも、詐害的な判決から第三者を救済するための詐害再審制度が認められている。たとえば、特許法では、特許庁の確定審決に対する不服申立て手段として、審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる（特許172条1項）。ただし、再審の訴えを提起することのできる時期には制限がある（特許173条）。同様の規定は商標法58条、意匠法54条、実用新案法43条にもある。

詐害再審の例としては、特許権者が質権を設定し、その後別の者が提起した無効審判で、共謀して虚偽の陳述をして裁判官を欺いて無効審決を得た場合に、質権者が再審の訴えを提起する例などが想定されていた[23)]。ところで、平成23年改正（法律第63号）前の特許法においては、無効審判の審決や延長登録無効の審決が確定した場合には、何人も同一の事実及び同一の証拠に基づいて無効審判請求をすることはできないとされていたところ（旧特許167条）、訴訟参加の制度や第三者再審の制度だけでは十分に第三者を救済することができないために違憲の可能性があるという批判もあり、平成23年の改正では、当事者及び参加人にのみ一事不再理効が生ずるものとされた（特許167条）[24)]。このように、判決効の主観的範囲を制限する形での第三者の保護も図られた。

Ⅲ 学説

1 通常訴訟における詐害再審制度の可能性

上記の通り、民事訴訟法は詐害再審を認めていないが、この制度を廃止したのは立法の過誤であり、立法論としてこの制度を復活させることは検討に値すると主張されていた[25)]。

23） 中山信弘＝小泉直樹編著『新・注解特許法〔第三版〕下巻』（2011年、青林書院）2361頁〔大月雅博〕。

24） 小泉直樹「改正の経緯と概要」ジュリ1436号（2012年）37頁、中山信弘ほか「座談会 特許法改正の意義と課題」同33頁〔田村善之〕。

加えて、解釈論として詐害再審を肯定する学説も見られた。たとえば、兼子一博士は、詐害的な訴訟追行があったことを一種の執行妨害（刑96条の2）とみなして、その処罰に基づいて、民訴法338条1項5号を類推して、独立当事者参加とともに再審の訴えを提起する余地もあるとしていた[26)]。しかしながら、そもそも詐害訴訟を執行妨害と同視することができるか問題であり、仮にできるとしても有罪判決の確定を待つのでは遅すぎる、また射程が給付訴訟の場合に限定されると批判がされていた[27)]。

また、鈴木正裕教授も、解釈論上詐害再審を認めるべきであると主張する[28)]。そして、具体的な要件としては、原告と被告の双方の悪意によって引き起こされた判決によって第三者の権利・利益が侵害されることを要求するが、有罪判決等の確定を必要とする民訴法338条2項の適用までは必要ないとする。手続は、前訴判決の原告および被告が再審被告となり、30日の不変期間と5年の除斥期間に服し[29)]、再審の訴えが認められた場合には、従前の手続が復活し、第三者は独立当事者参加人の地位に就くものとする。ただし判決の効力が誰との間に生ずるかについては、見解を留保されている。

そのほかにも、詐害判決は、当事者に第三者からの適法な授権がない場合に類する[30)]として、民訴法338条1項3号を類推適用する見解もあった。たとえば、船越隆司教授は、民法424条を参照しつつ、再審開始の要件として債権者を害する悪意を要し、原告適格は判決効が及ぶ者のみならず、事実上判決の効力が及ぶ者にも認め、再審期間の制限は設けず、取消の効果は絶対的なもの、すなわち、再審原告と被告以外にも及ぶと論じた[31)]。ただし、3号を類推適用する論者の中

25) 斎藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法⑵〔第2版〕』（第一法規、1991年）246頁〔小室直人＝東孝之〕、上田徹一郎『民事訴訟法〔第7版〕』（法学書院、2011年）570頁、新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂、2011年）826頁、岡田幸宏〔判批〕私法判例リマークス2005〈下〉125頁。

26) 兼子一『民事訴訟法体系〔増訂版〕』（酒井書店、1965年）413頁。同旨、吉村徳重「既判力拡張における依存関係（三）」法制研究28巻1号（1961年）49、65頁。

27) 鈴木正裕「判決の反射的効果」判タ261号（1971年）12頁、船越・前掲注2）107、115頁。

28) 鈴木・前掲注27）11頁。

29) ただし、代理権欠缺の場合に準じて期間制限を設けないことも一考に値するとする。

30) 鈴木・前掲注27）12頁。

にも、取消の効果を当該第三者との間の相対的なものとする見解もあった[32)]。

他方で、次に紹介する人訴法24条2項を類推適用すべきであるという見解も見られた[33)]。

2 人事訴訟法における詐害再審、第三者再審制度の可能性

人事訴訟の分野においても、第三者による再審の可否について議論が見られた。詐害再審や第三者再審を肯定する一つの考え方は、民訴法338条1項3号を類推適用するものである。これは、当事者に第三者に対する訴訟告知義務があることを前提としつつ、第三者が訴訟告知を受けず、実質的にも参加の機会がなかった場合には、手続保障の機会がなかったとして再審を認めるものである[34)]。

しかしながら、この解釈論に対しては以下のような批判もあった。まず、同号は、帰責事由がないにもかかわらず訴訟行為をすることができず、または権限のない代理人の行為の効果を帰させてはならない者の保護を目的とするのであり、審問請求権を侵害された者の保護はこの保護目的とは明らかに異なる。さらに、第三者による再審の訴えが許されると、前訴判決の全ての効力が排除されるが、前訴の当事者を全ての判決の効果から解放するのは行き過ぎである[35)]。また、3号類推適用によると再審期間の制限を受けないことになり、かつ、行訴法34条の「判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかった」という要件にも服しないが、訴訟に参加する機会がなかっただけで、無制限に再審の訴えが認められるのは行き過ぎである[36)]。加えて、告知義務を解釈論上認めることができないという限界もあったが、これは、平成元年判決を機に第三者保護の立法がされ、通知が義務化された（人訴手続33条、人訴23条）。た

31） 船越・前掲注2）169-170頁。同旨、三谷忠之『民事再審の法理』（法律文化社、1988年）38頁以下、岡田幸広「判決の不当取得について（四完）」名法137号（1991年）437、448頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法下〔第2版〕』（有斐閣、2012年）790頁。

32） 三谷・前掲注31）39頁。

33） 松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第7版〕』（弘文堂、2012年）664頁。

34） 吉村徳重＝牧山市治『注解人事訴訟手続法〔改訂〕』（青林書院、1995年）279頁〔吉村徳重〕、山木戸克己『人事訴訟法』（有斐閣、1958年）139頁。

35） 松本・前掲注13）279-280頁。

36） 鈴木・前掲注7）132頁。

だし、通知される者の範囲には限界があり、かつ、通知がなかった場合でも判決効には影響がないと解されているため、第三者再審制度の必要性は依然として残っている[37]。

他の解釈論として、人訴法24条2項を類推適用するという見解もある。同項は、重婚禁止違反を理由とする婚姻取消訴訟における請求棄却判決は、当事者の前配偶者に対しては、この者が訴訟に参加したときに限り、効力を有すると定めているところ、これを、事実上の第三者再審を認めた規定と評価し、類似の事案でも同項を類推適用して、参加の機会のなかった第三者に判決効を及ぼすことを否定する考え方である[38]。

3　学説のまとめ

民事訴訟法及び人事訴訟法においては、詐害再審や第三者再審を認める規定は存在しない。また、判決によって不利益を受ける第三者は、訴訟告知や訴訟参加によって事前に手続保障の機会が与えられているが、必ずしも十分なものではない。

ところで、第三者が事後的に判決を取り消す方法を見ると、通常の民事訴訟においては、そもそも確定判決の効力を受け、不服の利益がある場合には原告適格があるというのが通説の立場であり、民訴法115条1項4号に該当する者以外は再審の訴えを提起することが認められていた[39]。また、それ以外の第三者も、補助参加、あるいは独立当事者参加をしながら、再審の訴えを提起することが可能であると解されていた。しかしながら、いずれの場合も再審事由は当事者が主張できた事由、すなわち、民訴法338条1項各号に該当する事由に限定され、第三者に参加の機会がなかったことや第三者の権利が害されることを直接の理由とすることは認められていない。

また、民法424条に基づく取消しを認める考え方もしばしば見られたが、訴訟

37）　高田裕成〔判批〕家族法判例百選〔第7版〕61頁。
38）　高田裕成「身分訴訟における対世効論のゆくえ」法教66号（1986年）43、49頁、吉村＝牧山・前掲注34）283頁〔吉村〕、松本・前掲注13）257頁。
39）　伊藤・前掲注1）729頁、上田・前掲注（25）630頁、新堂・前掲注25）944頁。

行為については同法の対象としないのが通説であった[40]。

民訴法338条1条3号を類推適用する見解も有力であるが、再審事由が広くなりすぎる可能性があるとともに、時期の制限を受けないなど、第三者の保護に傾斜しすぎ、確定判決の安定性が害される可能性もある。また、この方法によると判決は第三者との関係のみならず、前訴の双方当事者の間でも取り消されることになる。

これに対して、人事訴訟では、人訴法24条1項を類推適用して、判決自体を取り消すのではなく、当該第三者との間では判決の効力を及ぼさない、すなわち、相対的な取消しを認めるという見解も有力である。

Ⅳ 裁判例

裁判例に目を向けると、第三者による再審の可否が問題となった事例がいくつかある。以下では、第三者の原告適格が問題となった通常訴訟の裁判例、人事訴訟、特に死後認知訴訟をめぐる裁判例、会社関係訴訟での下級審裁判例を整理した後に、最近の最高裁決定を紹介する。

1 通常民事訴訟

⑴ 最判昭和46年6月3日（判時634号37頁）

判決確定後に、訴訟の目的である土地を当事者から買い受けた者（特定承継人）が提起した再審の訴えを許容した例である。最高裁は、「再審の訴は、判決が確定したのちにその判決の効力を是認することができない欠缺がある場合に、具体的正義のため法的安定を犠牲にしても、これが取消を許容しようとする非常手段であるから、右判決の既判力を受ける者に対し、その不利益を免れしめるために、その訴の提起を許すものと解するのが相当であり、したがって、民訴法201条（現行115条）に規定する承継人は一般承継人たると特定承継人たるとを問わず、再審原告たり得るものといわなければならない」としている。

40） 船越・前掲注2）11頁。

⑵　東京地判昭和63年7月28日（判時1317号94頁）

借地上の建物に抵当権が設定されていたところ、土地の賃貸人が賃貸借契約を解除して建物収去土地明渡の認容判決を出して強制執行を完了したため、抵当権者が、賃貸人と賃借人の双方を被告として独立当事者参加の申し出とともに、3号の類推適用を主張して再審の訴えを提起した。裁判所は以下のように述べて訴えを却下した。

「再審の訴にかかる確定判決の当事者でない第三者であっても、右判決の効力を受ける第三者であって、判決の取消につき固有の利益を有する者については、再審の訴を提起しうる適格を有するものと解せられる。

しかしながら、原判決は右判決の当事者でない第三者たる再審原告に対し対世的に効力を及ぼすものでないことはもとより明らかであるうえ、前訴訟において参加の機会を与えられなかった再審原告が民事訴訟法70条（現行46条）の効力を受けることもありえないのであるから、事実上、反射的不利益を受けることは別として、いかなる意味においても原判決の効力が第三者である再審原告に及ぶことはない以上、再審原告は本件再審の訴につき当事者適格を有しないというべきである」。

2　人事訴訟

⑴　最判昭和28年6月26日（民集7巻6号787頁）

確定した認知判決に対して第三者が認知無効の訴えを提起したところ、次のように述べて無効の訴えを否定したが（以下、「昭和28年判決」とする）、再審の訴えは可能であることを前提とした判決として、平成元年判決の原審でも引用されている。

「認知の訴につき言渡した判決は第三者に対しても効力を有することは人訴32条1項、18条1項の明定するところであるから、すでに……認知の判決が正当なる当事者の間に確定している以上、該判決は第三者たる上告人に対しても効力を有するのであつて、上告人は右判決に対し再審の手続で争うのは格別、もはや反対の事実を主張して認知無効の訴を提起するごとを得ないのは当然である」。

⑵　千葉地判昭和35年1月30日（下民11巻1号176頁）

確定した認知判決によって、養子が再審の訴えを提起した事例である。まず、認知判決の効力は第三者に及び、また、養子として相続権を有するので、認知判決の効力により相続権を有するかどうか利害関係を有するところ、これは、認知訴訟の被告である検察官の利害関係よりも直接かつ重大であることから、利害関係を有する原告は独立当事者参加の方式で当事者双方を共同被告として再審の訴えを提起する当事者適格を有すると判断した。その上で、当該認知判決が、後に取り消された就籍審判を基礎としていたとして、現行民訴法338条1項8号の再審事由を認めた。

⑶　東京高判昭和43年11月27日（下民集19巻11・12号748頁）

死後認知訴訟に対して、亡父の養子が、再審の訴えを提起したところ、民法786条が利害関係人による認知に対する反対事実の提出権を定めていることを引き合いにしつつ、次のように述べて再審の訴えを認めた。

「前訴訟の確定判決は、……第三者たる控訴人に対してもその効力を有すること、人事訴訟法32条1項によって準用される同法18条1項の明定するところである。したがつて、かような立場にある控訴人は、前訴訟の手続に関与しなかったとの一事により右判決の効果を免れるものではないから、明文の定めのない現行法のもとで、民訴法所定の再審事由にかかわりなくなんどきでも右判決の効力を争いうるものと解することは合理的でなく、これを争う方法は、一に訴訟法の定める方式にのみ限定され、結局、再審手続によるのでなげれば右確定判決による認知に対して反対の事実を主張し得ないものと解するのが、右民法の規定と訴訟法とを最もよく調和せしゐるゆえんであるというべきである」。

その上で、民訴法338条1項6号の再審事由を肯定した。

⑷　最判平成元年11月10日（民集43巻10号1985頁）

検察官を被告とする認知請求訴訟の認容判決が確定したところ、相続権を害される亡父の子が再審の訴えを提起した。原審は、行訴法34条を類推適用して原告適格を肯定し、かつ、民訴法420条（現行法338条）1項3号を類推適用する

ことを認めたが、最高裁は、次のように述べて再審の訴えの原告適格を否定した（以下「平成元年判決」とする)。

「認知を求められた父の子は認知の訴えの当事者適格を有せず（人事訴訟手続法32条2項、2条3項)、右訴えに補助参加をすることができるにすぎず、独立して訴訟行為をすることができない」。

判決効は当該子にも及ぶが、「父を相手方とする認知の訴えにおいて、その子が自己の責に帰することができない事由により訴訟に参加する機会を与えられなかったとしても、その故に認知請求を認容する判決が違法となり、又はその子が当然に再審の訴えの原告適格を有するものと解すべき理由はなく、この理は、父が死亡したために検察官が右訴えの相手方となる場合においても変わるものではない」。

「検察官が被告となる人事訴訟手続においては、真実の発見のために利害関係を有する者に補助参加の機会を与えることが望ましいことはいうまでもないが、右訴訟参加の機会を与えることなしにされた検察官の訴訟行為に瑕疵があることにはならず、」「再審の訴えをもって不服申立をすることが許される第三者には共同訴訟参加に準じた訴訟参加を許す旨の行政事件訴訟法22条のような特別の規定のない人事訴訟手続に、行政事件訴訟法34条の第三者の再審の訴えに関する規定を類推適用することはできない」。

3　会社訴訟

⑴　名古屋地判昭和39年3月6日（下民15巻3号488頁）

株主総会不存在確認判決が確定した後に、株主であり、かつ、総会で取締役及び代表取締役に選任された者が、前訴が馴れ合い訴訟であったとして、第一次的には独立当事者参加の方式で、第二次的には共同訴訟的補助参加の方式で再審の訴えを提起した事例である。主張された再審事由は、現行民訴法338条1項3号、6号、9号事由であり、いずれも前訴当事者に関するものであった。

裁判所は、再審の訴えは、第三者であってもその者に判決の効力が及び、これを排除することに不服申立ての利益があれば提起できるとし、補助参加をして再審の訴えを提起した後に再度独立当事者参加をする方法に限らず、端的に独立当

事者参加の形で当事者双方を再審被告として訴えを提起することができるとした。しかしながら、再審で復活するのが原審訴訟の訴訟物である以上、再審原告としてその審理判断を受けるべき正当な当事者の資格を有するには、この参加申立ての場合には、自己の主張する権利もしくは法律関係に相当する独自の請求が含まれていなければならないところ、本件では、請求の排斥を認めるのみで独自の請求を含まないので適法な参加申出ではないと判断した。

また共同訴訟的補助参加とともにした二次的な再審の申立てをしたが、再審の被告会社が第一次的に再審被告となり、第二次的に再審原告となるために、審理を錯雑化するとともに、当事者の地位も不安定にするとして不適法却下した。

⑵ 大阪高決平成15年12月16日（判タ1152号287頁）

有限会社の決議不存在確認訴訟で、相手方会社が欠席したまま請求認容判決が出されたところ、決議により出資者とされた者が独立当事者参加の方式で再審の訴えを提起した。

高裁は次のような理由で原告適格を肯定した（以下、「平成15年決定」という）。決議無効や不存在確認判決は、第三者にも効力を有し（旧有限会社法41条、旧商法252、109条1項）、その結果、出資者は当該決議によって付与されたはずの出資引受権を有しないこととなり、社員権も取得しないことになるため、「本案判決の既判力によって拘束され、かつ、本案判決によって直接的に自己の権利を害されるのであって、本案訴訟の当事者に準じる立場にある」。そのため、民訴法47条1項所定の「訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者」として、相手方の本案請求の棄却を求めるとともに、相手方らとの関係で本件決議が有効であることの確認を求め、本案訴訟に独立当事者参加をすることができたはずであり、本案判決が確定した後は、独立当事者参加の方式により、その再審の訴えを提起する資格を有する。

Xには「独立当事者参加の方式によって本案訴訟に関与し、訴訟行為をする機会が保障されて然るべきである」ところ、本件では、前訴当事者が、本件決議の不存在確認判決を望み、本案請求を争わないことにし、訴訟代理人を選任したり自ら法廷に出頭するなどして応訴しようとはせず、あえて、本件決議に最大の

利害関係を持つXに本案訴訟の提起を知らせず、Xも、本案訴訟が係属していることも気づかなかった。つまり、「Xは、終局判決の既判力によって自己の権利を制限しようとする本案判決が提起されたのに、これに関与して訴訟行為を行う機会を奪われたのであって、この事態は、訴訟当事者が代理人によって適法に代理されなかった場合と同視でき」、本案判決には、民訴法338条1項3号に準じる再審事由があるとした。

本判決は、詐害再審制度が廃止されたこと、及び、安易に再審事由を拡張してはならないことを前提としつつも、「既判力によって訴訟当事者以外の第三者の具体的な権利を制限する確定判決があり、訴訟当事者が当該第三者の存在を知りながら敢えてその者に訴訟の存在を知らせなかった」場合には、3号の再審事由があると解しても差し支えないと述べている。

また、括弧書きではあるが「本件決議が有効に存在しているかどうかは、再審事由の有無とは別問題であり、再審事由があっても、本件決議が実体法に照らして不存在であれば、民事訴訟法348条2項により、改めて再審請求棄却「判決」がされることになる」と述べている点も着目できる。

4 最決平成25年11月21日（民集67巻8号1686頁）

⑴ 事実の概要

XはY2株式会社の元代表取締役であったが、新株予約権を行使し、Y2は平成23年2月7日に新株の発行を行った。Y2は同年3月31日着で、Xから株式に質権設定を受けたとするZ会社に対して内容証明郵便で、新株発行が無効であることを通知したが、XとZは、Y2に対して、同年4月1日付の内容証明郵便で、新株発行が有効であること等の通知をした。Y2の株主であるY1は、同年7月13日、Y2を相手に対して、主位的に新株発行不存在確認を求める訴訟を、予備的に新株発行無効確認を求める訴訟（以下「本件訴訟」という）を提起した。本件訴訟では、Y2はY1の請求原因をすべて認める旨の陳述をしたが、裁判所は、本件判決が第三者に対しても効力を有することを考慮して、当事者双方からそれぞれ申出のあった書証を採用して取り調べた上、請求原因事実についての追加立証を検討するよう当事者に指示して弁論期日を続行し、第2回口頭弁

論期日において、追加申出があった書証を取り調べて口頭弁論を終結し、同年9月17日、主位的請求を棄却し、予備的請求を認容される判決を言い渡し、これが確定した（以下「本件判決」という）。

Xはエらが本件訴訟の係属をXに知らせず本件判決を確定させてXの権利を害したため、本件判決には民訴法338条1項3号の代理権欠缺に準じた再審事由があるとして、独立当事者参加の申し出をして、Xが新株発行にかかる株式の株主であることの確認を求めるとともに、Yらを被告として、本件判決に対して再審の開始を求めた。

⑵ 第一審（東京地決平成24・3・30民集67巻8号1716頁）

第一審は、詐害再審を認める明文の規定がないことに配慮すると、「会社の組織に関する訴えに係る請求認容判決の対世効によって権利を侵害されたと主張する第三者が、民訴法338条1項3号所定の事由に準ずる再審事由があると主張してする再審の申立ては、当該第三者の権利保護の要請と、確定判決の対世効を定めて法律関係の画一的処理を図った法の趣旨との調和的な解決の見地に照らし、当該申立てに係る事案について、裁判上の自白の成立が認められてそれが判決の基礎とされたなど、確定判決の対世効による法律関係の画一的処理が図られないこととなってもやむを得ない特段の事情が認められる場合に限って、これを認め得る」とした。そして、本件訴訟では、Y2の答弁にも関わらず、裁判所は審理を続行して証拠調べを行い、判決を出した以上、特段の事情は認められないとして、請求を棄却した。

⑶ 第二審（東京高決平成24・8・23民集67巻8号1726頁）

Xが抗告をしたが、抗告は棄却された。抗告審は、原告適格については「本件判決は……会社法838条により、第三者であるXに対しても効力を有し、Xは、これによって自己の権利を害されるものであるから、共同訴訟的補助参加をすることができるものであり、本件判決に対して再審の訴えを提起する原告適格を有する」とした。その上で、次のように述べて3号の再審事由を否定した。

「現行の法体系においては、判決の効力を第三者に対しても及ぼす場合には、

当該訴訟の内容を考慮して、詐害判決がされたことを再審事由として認めるかどうかについても当該法律において規定しているのであり、その反面、そのような法律の定めがない場合には、詐害判決であることを独立した再審事由として認めることはできず、したがって、これを民事訴訟法338条1項3号の代理権欠缺に準じた再審事由であると認めることはできないものというべきである」。

「会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決が詐害判決であると認められる場合に、民事訴訟法338条1項5号又は7号の再審事由となる場合がある……が、詐害判決であることを独立の再審事由として認める明文の規定がない以上、民事訴訟法338条1項各号の規定の限度を超えて、詐害判決であることを同項3号の代理権欠缺に準じた再審事由であると認めることはできない」。

詐害再審廃止の経緯や、3号を再審事由とする場合に出訴期間の制限がないこと（民訴342条3項）、再審事由について有罪判決等を要しないこと（民訴338条2項）などを考慮し、慎重な姿勢を示したものである。

⑷ 最高裁

これに対して、許可抗告審である最高裁は、次のような理由で破棄差戻しをした（以下、「平成25年決定」とする）。

まず原告適格については、新株発行の無効の訴えにかかる請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、「確定判決に係る訴訟の当事者ではない以上」「当然には上記再審の訴えの原告適格を有するということはできない」としつつも、「再審の訴えを提起するとともに独立当事者参加の申出をした場合には、上記第三者は、再審開始の決定が確定した後、当該独立当事者参加に係る訴訟行為をすることによって、合一確定の要請を介し、上記確定判決の判断を左右することができるようになる」ので、「上記確定判決に係る訴訟について独立当事者参加の申出をすることによって、上記確定判決に対する再審の訴えの原告適格を有することになる」とした。なお、平成元年判決は、「旧民訴法の下、確定判決の効力を受ける第三者が適法な独立当事者参加の申出をすることができなかった事案において、当該第三者の再審の訴えの原告適格を否定したもの」であるので、本件との抵触は問題とならないとした。

そして、再審事由については、「新株発行の無効の訴えは、株式の発行をした株式会社のみが被告適格を有するとされているのであるから（会社法834条2号)、上記株式会社によって上記訴えに係る訴訟が追行されている以上、上記訴訟の確定判決の効力を受ける第三者が、上記訴訟の係属を知らず、上記訴訟の審理に関与する機会を与えられなかったとしても、直ちに上記確定判決に民訴法338条1項3号の再審事由があるということはできない」としつつも、「当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならないのであり（民訴法2条)、とりわけ、新株発行の無効の訴えの被告適格が与えられた株式会社は、事実上、上記確定判決の効力を受ける第三者に代わって手続に関与するという立場にもあることから、上記株式会社には、上記第三者の利益に配慮し、より一層、信義に従った訴訟活動をすることが求められるところである。そうすると……上記株式会社の訴訟活動が著しく信義に反しており、上記第三者に上記確定判決の効力を及ぼすことが手続保障の観点から看過することができない場合には、上記確定判決には、民訴法338条1項3号の再審事由があるというべきである」とした。

そして、Xが前訴の係属を知れば、前訴に参加などすることが明らかであり、かつ、Y1がそのことを十分に認識していたにもかかわらず、前訴においてY2の請求を全く争わず、自ら請求原因事実を裏付ける書証を提出したほか、Xに前訴の係属を知らせなかったことなどを考慮すると[41)]、Y1の訴訟活動は著しく信義に反し、Xに前訴判決の効力を及ぼすことは手続保障の観点から看過することができないとして、前訴判決には民訴法338条1項3号の再審事由が存在するとみる余地があるとした。

---

41)　原審の事実認定では、Y2らは同年7月4日付で、Xらに損害賠償を求める別件訴訟を提起しており、Xはその中で新株発行の有効性を主張していたところ、同訴訟の担当裁判官と本件訴訟の担当裁判官が同じであったにもかかわらず、10月19日の弁論準備手続期日において、Xが本件判決についてはじめて知ったことを挙げているが、最高裁はこの点には触れていない。これには、裁判所による通知義務を肯定することによる負担の増大を懸念した可能性もある。なお、岡田幸宏〔判批〕私法判例リマークス2014〈下〉125頁は、最高裁が、職権探知が機能しなかったことを考慮しないことで再審の可能性を広げすぎた感も否めないとしつつも、この問題は再審の訴えの本案として審理されるであろうと指摘する。

(5)　その後の判例

その後の最決平成26年7月10日（金商1448号10頁）は、株式会社の解散の訴えにかかる請求を認容する確定判決について、他の株主Xが、訴訟の係属を知らされずその審理に関与する機会を奪われたとして、民訴338条1項3項の再審事由があるなどと主張して、独立当事者参加をするとともに再審の訴えを提起したところ、平成25年決定を引用して原告適格を肯定した。ただし、再審原告は、株主の会社に対する請求に対して請求棄却の判決を求めただけであるところ、独立当事者参加の申し出は参加人が請求を提出しなければならないとして不適法却下した。これに対しては、詐害防止参加では請求定立が不要であるという山浦裁判官の反対意見がある。

5　裁判例のまとめ

通常訴訟では第三者の原告適格が問題となるケースがあり、判決効が及ばず、事実上不利益を受けるに過ぎない第三者は独立当事者参加とともに再審の訴えを提起することができないとされていた[42]。なお、判決効を受ける口頭弁論終結後の承継人については、最高裁は原告適格を認めたが、否定的な論者も少なくない[43]。

人事訴訟の分野では、確定した死後認知判決に対して独立当事者参加の申し出とともにする再審の訴えが認められていたが、再審事由は前訴当事者が主張しうるものに限られていた。平成元年判決では、参加を介さないで直接する詐害再審の可能性が問われたが、行訴法34条と民訴法338条1項3号類推適用する形での再審は否定された。

会社訴訟でも、共同訴訟的補助参加ないしは独立当事者参加の申し出と共にする再審の訴えが認められてきたが、第三者が参加の機会を奪われ、手続保障が害

42)　学説は分かれており、船越・前掲注2）170頁は事実上の反射効を受ければ足りるとし、岡田・前掲注31）449頁は事実上の不利益では足りないとする。

43)　松本＝上野・前掲注33）663頁、河野正憲『民事訴訟法』（有斐閣、2009年）853頁。また、新堂幸司〔判批〕民事訴訟法判例百選〔第2版〕280頁は、本件のような第三者による再審は、判決を取り消すのではなく、第三者への既判力の拡張の当否のみ判断する訴訟とみるべきであると主張する。

されたことが再審事由となるかが問題となった。下級審裁判例では民訴法338条1項3号を類推適用するものがみられ、平成25年決定の原審はこれを否定したが、最高裁は、訴訟当事者の信義則違反に起因して第三者の手続保障が害された場合に3号類推適用を認めた。これは、最高裁による民訴法338条1項3号を拡張して解釈する傾向の一つの表れでもあり[44]、また、本来立法によって解決すべき問題を解釈論によって解決する姿勢を示したものでもある[45]。

もっとも、3号は訴訟当事者の手続保障が害された場合を念頭に置いた規定であり、第三者の手続保障が害された場合にも適用できるのか明らかではなかったが[46]、最高裁の立場は、訴訟当事者に手続保障を代行されるべき者が、その訴訟当事者の信義則違反の行為によって利益を害されたことを要求することで、3号類推の基礎があるとしたものである。そのため、他法の詐害再審制度にみられるような、両当事者の共謀までは要求していない[47]。

ところで、最高裁が示すように、独立当事者参加の申し出と共に再審の申し出をする場合、再審開始決定後の手続で第三者は独立当事者として参加することになるようであるが[48]、請求の定立が必要となるか、必要となるとして両当事者に対して定立すべきか、どのような請求を立てるべきかといった別の問題も引き起こす。

---

44)　最決平成19年3月20日（民集61巻2号586頁）等。

45)　伊藤眞「会社の訴訟追行と信義誠実の原則――新株発行無効判決の対世効と第三者による再審の訴え（最一決平成25・11・21）」金商1434号（2014年）1頁。

46)　松本＝上野・前掲注33）664頁。

47)　加波眞一〔判批〕平成25年度重判137頁は、その意味において、第三者の救済を広く認めた判決と評価する。

48)　最高裁判例速報コメント・金商1431号（2014年）16、20頁。死後認知の訴訟で再審開始決定後の本案訴訟で第三者が当事者となることを否定する見解として三谷忠之〔判批〕判タ722号（2009年）81頁。また、加波・前掲注47）137頁は、平成25年決定につき、第三者は復活する本案訴訟の原告にはならないので、原告適格という表現ではなく、再審に当事者として関与できるという表現にすべきであったと批判する。

V　考察

1　解釈論による詐害再審の可能性

以上の立法史、学説、裁判例の整理を踏まえつつ、詐害再審制度の論点を整理するとともに、その可能性について検討してみたい。判決の効力を受ける第三者の保護は、訴訟係属中に訴訟告知をして、参加の機会を与えることによっても図られるが、訴訟告知を義務付けし、かつ、告知がなかった場合に判決の効力を及ぼさないという効果までは当然には認められない。そのため、事後的に判決を取り消す制度が必要となる点は、それほど異論がないところであろう。他方で、確定判決の安定性への配慮も不可欠となる。そのための解釈論、あるいは立法の方針としては、次のような複数の方向性が考えられよう。

第一に、特別法の詐害再審や第三者再審制度の規定を類推適用ないしは参照することである。そのうち、当事者の詐害性ではなく、第三者の参加の機会が奪われた点を重視するのであれば、行訴法 34 条を類推適用することが考えられる。たとえば、人事訴訟で検察官を被告とする場合には、当事者間の馴れ合いは考えにくいため、同条に倣うことも考えられよう。また、この方法によれば、確定判決を知ってから 30 日、確定判決から 1 年以内に提起すべきという時期の制限も課しやすい。他方で、会社法や知的財産法を類推適用する場合は、前訴の両当事者の共謀といった詐害性が要求されることになろう。要件・効果を精緻化するためにも、これらの方法を採用するのが最も望ましいものと考えるが、民事訴訟法が敢えて詐害再審制度を用意していない点を重視すると、立法論としてはともかく、解釈論としては限界もあるかもしれない。

他の方法としては、人訴法 24 条 2 項を類推適用し、再審の訴えによって判決を取り消すのではなく、当該第三者との間で判決の効力を否定する方法が考えられる。フランス民事訴訟法における第三者による判決の取消（tierce opposition）はこのような相対的解決を採用している（フランス民事訴訟法 59 条 1 項）[49]。ただし、訴訟当事者間では判決は有効であり続け、当該第三者との関係でのみ判決を無効とすることが、身分関係、会社関係訴訟のように、特に判決の対世効が認められている場合には、法律関係が徒に錯綜するのではないかという懸念は払

しょくしきれない[50]。

そこで、民訴法の再審制度を類推するという方法も有力に主張されてきた。

2 平成25年決定が残したもの

(1) 平成25年決定の解決方法

平成25年決定で最高裁が採用した方法は、民訴法338条1項3号を類推適用するというものである。そして、その前提として、第三者は独立当事者参加をすることで原告適格を取得するとした。上記のように特別法の規定を類推適用する場合には、第三者に及ぶ形成力のみを排除する当別の再審制度として位置付けることも可能であろうが、そうではなく、第三者に及ぶ既判力を訴訟当事者との関係でも取り消すという、絶対的取消の方法による解決策を採用したものといえよう。また、訴訟当事者でない者の手続保障が害された場合に3号の類推適用が可能かという大きな問題があったが、手続保障を代行する者の信義則違反という巧みな構成を用いることにより、類推適用の基礎を認めるともに、第三者の手続保障が害されるのみでは類推適用はできないとすることで、その適用範囲を制限したものといえる。

(2) 平成25年決定の残した課題――詐害再審の要件

3号類推適用の難しさという問題をクリアしたとして、検討すべき課題も残されている。一つは、この方法で再審の訴えを提起できる第三者の範囲はどこまでかという点である。すなわち、独立当事者参加は判決効を受けない者であってもできるところ、判決により事実上の不利益を受ければ提起できるのか、あるいは、判決効が及んでいることが必要とされるのかという問題である。対世効が用意されていない通常訴訟でのみ問題となるが、再審制度が確定判決の効力を覆すという大きな効力を認めるものである以上、判決効を受け、かつ、事実上の不利益を

49） Tierce Opposition の制度については、徳田和幸「フランス法における Tierce Opposition の機能と判決効」山木戸克己教授還暦記念『実体法と手続法の交錯下』（有斐閣、1978年）198頁、高田裕成「いわゆる対世効論についての一考察――身分訴訟に焦点をあてて（二）」法協104巻11号（1987年）1513、1534頁以下に紹介がある。

50） 三木・前掲注5）179-180頁もこのような解決法を否定する。

受けることを必要とするのが適当であろう51)。

それと関連して、第三者による独立当事者参加が必要不可欠か、あるいは、他の参加形式や参加を介さない再審の訴えの提起が認められるかも問題となる。詐害再審制度を立法化するのであれば、参加を介さない形で認めるのが簡潔であろうが、解釈論としては、参加の申し出と共に再審の訴えを提起させるのも一理あるであろう。というのも、特に対世効がある判決を念頭に置くと、事実上の利害関係すら有しない第三者が再審の訴えを提起することを排除するためにも、第三者が最低限、参加の利益を有していることは必要と考えられるからである52)。ただし、最高裁は否定しているものの、共同訴訟的補助参加でも足りるのではないかと思われる。

また、3号類推適用によると、再審の訴えは期間の制限に服さないことになる。しかしながら、判決が詐害的なものである場合には、5号などの他の再審事由とも類似していることを考えると、期間制限を一切設けなくても構わないのか疑問である。また、第三者が手続に参加できなかったことで足りるのか、あるいは、行訴法の詐害再審制度のように、その結果判決に影響を及ぼす攻撃防御方法の提出が妨げられたことも必要となるのかも問題となる。これも、5号との類似性にかんがみると、後者の解決法も考えられよう。

ところで、検察官を被告とする人事訴訟では、詐害訴訟は想定し難く、第三者の手続保障の機会を図ることに重点が置かれるべきであり、そのため、行訴法と同様の要件を課すことも考えうる。また、平成25年決定の射程を考える際も、たとえば、訴訟当事者の信義則違反を問わずに民訴法338条1項3号を類推適用することにもなろう。通常の民事訴訟、人事訴訟、会社訴訟のそれぞれにおいて考慮すべき要素が異なるため、要件に差が出るのはやむを得ないところであり、訴訟類型に応じたきめ細かな要件の精緻化が必要となる。

---

51)　高橋・前掲注31）782頁は、民訴法47条は判決効が及ぶことを前提としていないので、判決効が及ぶことを持ち出すのは、再審の場合における変容であるとする。

52)　三木＝山本・前掲注5）180頁。ただし、同書は詐害防止参加制度の廃止を主張するものでもあるため（同46頁以下）、前訴での補助参加の利益を必要とする。

⑶ 平成25年決定の残した課題──詐害再審の効果

そして、要件以上に困難な問題を呈するのが、再審事由が認められた場合の効果である。3号の類推適用によれば、当事者間の判決の既判力そのものを取り消すことになるところ、対世効を有する形成判決の場合であっても、法律関係の安定と画一化のためには、かかる方法が望ましいであろう[53)]。

もっとも、これまでの形成判決をめぐる議論を見ると、そこまで果たして必要となるのか、第三者に及ぶ形成力のみ排除するので足りるのか、その前提として、第三者に及んでいる効力が何であり、誰との関係で、どの範囲の効力を取り消せば足りるのかという問題につき、形成判決の対世効の本質論に立ち返りつつ検討する必要があろう。

また、通常の再審と同様に、再審開始決定により前訴が復活するのか、第三者の地位や請求はどのように扱われるのかという問題がある。平成15年決定も平成25年決定も前訴の復活を念頭に置いていたようであるが、立法論としては前訴の復活までは必要ないという考え方もある[54)]。前訴を復活させるにせよ、再審事由の有無を判断する際には、第三者の定立した請求の審理が必ずしも必要不可欠となるものではなく、再審の訴え提起の段階で、請求の定立をした上での独立当事者参加まで要求する必要はないかもしれない。

いずれの問題も、紙幅の関係もありここでは十分に検討し尽くせなかったが、今後の課題としつつ、本稿を閉じることにしたい。

53） 三木＝山本・前掲注5）181-182頁。
54） 三木＝山本・前掲注5）182頁。